

◇議案第60号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」の概要

1 改正の理由

上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するため、平成25年4月1日からその管理を指定管理者に行わせるものとした上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、プリペイドカードによる利用料金の納付制度を導入し、更衣ロッカーを無料化とし、アリーナ空調設備を有料化とするため、規則の一部改正をするもの。

2 改正点

- (1) 利用料金の額を設定し、又は変更しようとするときは、教育委員会に承認の申請をすることとしたこと。
- (2) 利用料金の減免について、減免を受けようとする者は、指定管理者に申請書を提出し、それを受けた指定管理者は、教育委員会に承認を受けなければならないとしたこと。
- (3) (1)・(2)の他、指定管理者制度導入に伴う所要の改正を行うこと。
- (4) 施設予約について、利用しようとする日の前3日までに申請書を提出することとしたこと。
(改正前は7日前)
- (5) 個人の体力相談室兼トレーニング室の利用に際しては、その利用料金を付加価値を付与したプリペイドカードにより納付することができるようにしたこと。
- (6) 更衣ロッカーの利用料金について、ダイヤル式のコインロッカーの設置に伴い、その利用を無料化としたこと。
- (7) アリーナの空調設備について、新たに利用料金を設定したこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市民体育館管理規則（昭和55年上尾市教育委員会規則第2号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前<u>7日</u>までに提出しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可書等の交付)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の許可は、<u>上尾市民体育館利用許可書兼領収書</u>（第3号様式）<u>又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書</u>（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（<u>第5号様式</u>）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、<u>使用料</u>の領収書は、交付しない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。</p> <p>2 前項本文の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可書等の交付)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第3号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の領収書は、交付しない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>

改正前 (改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(<u>遵守事項及び教育委員会の指示</u>)</p> <p>第5条 教育委員会は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p>	<p>(<u>利用後の点検</u>)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、<u>指定管理者による点検を受けなければならない。</u></p>
<p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会の許可</u>を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>指定管理者の許可</u>(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、<u>教育委員会の当該許可</u>)を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>(<u>使用料の納期</u>)</p> <p>第7条 条例第12条の使用料は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に納付するものとする。</p>	<p>(<u>利用料金の納付</u>)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定による<u>利用料金の納付</u>は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に、<u>これを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用(個人利用の場合に限る。)に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。</u></p> <p>3 <u>前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。</u></p>
<p>(<u>附属設備の使用料</u>)</p> <p>第8条 条例第12条第2項の規定に基づく附属設備の<u>使用料</u>は、別表のとおりとする。</p>	<p>(附属設備の<u>利用料金の額</u>)</p> <p>第8条 条例<u>別表1の表及び2の表に規定する</u>附属設備の<u>利用料金の額</u>は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>(<u>指定管理者による利用料金の額についての承認申請</u>)</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>利用料金の額</u>について第15条第4項の承認を受けようとするときは、<u>上尾市民体育館利用料金承認申請書(第5号様式)</u>により、<u>教育委員会に申請しなければならない。</u></p>

(使用料の減免)

第9条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催するスポーツ行事に利用する場合 免除
- (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除
- (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除
- (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額

2 条例第5条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料減額・免除申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 条例第14条第1号の場合 全額
- (2) 条例第14条第2号の場合 教育委員会がその都度定める割合

2 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、体育館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合 免除
- (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除
- (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除
- (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額
- (5) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 3割減額

2 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

(利用料金の返還の額等)

第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額
- (2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額

2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

改正前	改正後																																																
(改正部分)	(太字 改正部分)																																																
<p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会教育長が定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第13条 条例及びこの規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。</p>																																																
<p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td>1個</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	更衣ロッカー	1個	1回につき	100円	<p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用度数 11,000円分</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 5,500円分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 2,750円分</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。</p> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	料金の額	利用度数 11,000円分	10,000円	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 2,750円分	2,500円	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料																																														
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
更衣ロッカー	1個	1回につき	100円																																														
種 類	料金の額																																																
利用度数 11,000円分	10,000円																																																
利用度数 5,500円分	5,000円																																																
利用度数 2,750円分	2,500円																																																
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額																																														
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
放送設備	1式	1時間につき	300円																																														
アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円																																														